

vol.139

社協だより

2018

7/1

犬山市大字犬山字北古券2 福祉会館2階 TEL62-2508 FAX62-9923
iihukusi@glid.mmtr.or.jp http://inuyama-welfare.net/

「ふ」だんの 「く」らしを 「し」あわせに

平成30年度 会員募集のご案内

社会福祉協議会（「社協」）は、社会福祉法で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉団体」として定められ、全国の都道府県・市区町村ごとに一つ設けられています。

市民の皆さまをはじめ、町会長、民生児童委員、ボランティア、福祉団体等の幅広い住民の参加により、個々の人が人として尊重され、地域において誰もが安心して暮らしていくように、一人ひとりの住民自らが相応の力で福祉活動に参加し、ともに助け合い、支え合いをおこなう「福祉のまち」をめざして活動しています。



会員とは、社協の社会福祉への取り組みにご理解をいただき、会費を納めることによって事業活動への支援をしていただく方のことです。会員になることで、犬山市内での地域福祉活動に参加していただくことになります。

財源とは、社協が地域福祉活動をおこなう上で、必要な収入のことです。市民の皆さまからお寄せいただく、会費収入、寄付金、共同募金の配分金が貴重な自主財源となっております。

本年度も、どうぞ会員加入と会費納入にご協力をよろしくお願いします。

会費のとりまとめは、一般会員は町会長さん、班長さんを通じて、特別会員と法人会員は民生児童委員さん、社協支部役員さんを通じてお願いしています。

○会員の種類と募集月間 ※何口でも可

一般会員：一口 500円 〈募集月間〉 7月

特別会員：一口 2,000円 〈募集月間〉 5月～6月

法人会員：一口 3,000円

《なお、新規に特別、法人会員にご加入いただける方は、社協までご連絡お願いします。》

平成30年度 事業計画、予算

重点推進事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

「地域共生社会」の実現に向け社協は、地域の担い手の一員として積極的に取り組んでいます。具体的には、高齢者の地域の交流場所としての「地域サロン」活動を引き続き支援しています。

また、市内6地区で組織されている社協支部を軸に、住民互助の支え合い活動が進むよう、担い手の育成や地域課題の解決に積極的に関わっていきます。

2. 障がい者（児）相談支援体制強化への取り組み

4月から「障害者基幹相談支援センター事業」を3年契約にて市から受託し実施しています。専門相談員が総合的、専門的な相談に応じるとともに、困難なケースにかかわり事例を積み上げ、市内の事業所、相談員と協働して市全体の相談支援のスキル、ノウハウを底上げすることにより障がい者（児）の皆さん的生活がより豊かに健やかとなるよう努めています。

3. 自主財源の充実に向けた取り組み

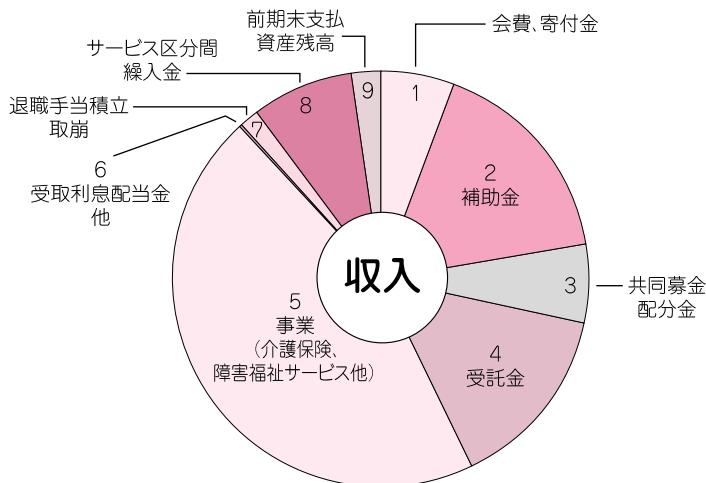
社協会員会費、共同募金は近年減少傾向が続いている。会費、共同募金について更に理解が深まるよう使途について、真に困窮している方への給付や住民互助サービスへの事業費補助へ重点配分ができるように、関係者の声も聴きながら再検討をおこなっています。

4. 社協経営の改善、安定化への取り組み

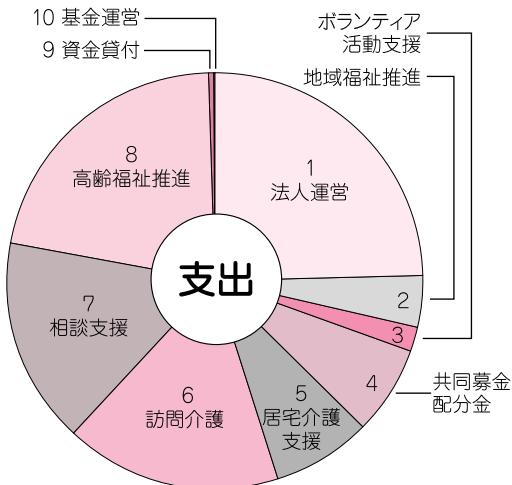
社協の自主事業については、引き続き効率的な運営を進め、各事業の収支均衡、黒字化をめざします。そのために適正な職員配置もおこなうとともに、また法人運営費用についても徹底した支出削減の努力も合わせておこなっています。

予算総額 190,974千円

収入の部



支出の部



科目(収入名)	金額(千円)	割合(%)
会費、寄付金	10,821	5.7
補助金	31,750	16.6
共同募金配分金	11,701	6.1
受託金	27,459	14.4
事業(介護保険、障害福祉サービス他)	86,561	45.3
受取利息配当金他	484	0.2
退職手当積立取崩	2,826	1.5
サービス区分間繰入金	15,015	7.9
前期末支払資産残高	4,357	2.3

科目(事業名)	金額(千円)	割合(%)
法人運営	47,108	24.6
地域福祉推進	7,716	4.0
ボランティア活動支援	3,554	1.9
共同募金配分金	13,127	6.9
居宅介護支援	14,721	7.7
訪問介護	32,061	16.8
相談支援	30,598	16.0
高齢福祉推進	41,274	21.6
資金貸付	772	0.4
基金運営	52	0.1

※事業計画。予算及び事業報告、決算については、詳細をホームページからご覧ることができます。

平成29年度 事業報告、決算

重点推進事項について

1. 社会福祉法人制度改革への取り組み

社会福祉法人の在り方を改めて位置づけ、経営組織の見直し（ガバナンスの強化）、事業運営の透明性の向上、適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）などを義務づけた社会福祉法人制度改革に4月から施行した新定款、諸規程に則り適切な対応をおこないました。

また、定款、役員報酬基準、事業計画・予算書及び事業報告・決算書類については、ホームページに掲載し情報公開と運営の透明性向上に努めました。

2. 新たに始まった介護予防・日常生活支援総合事業への取り組み

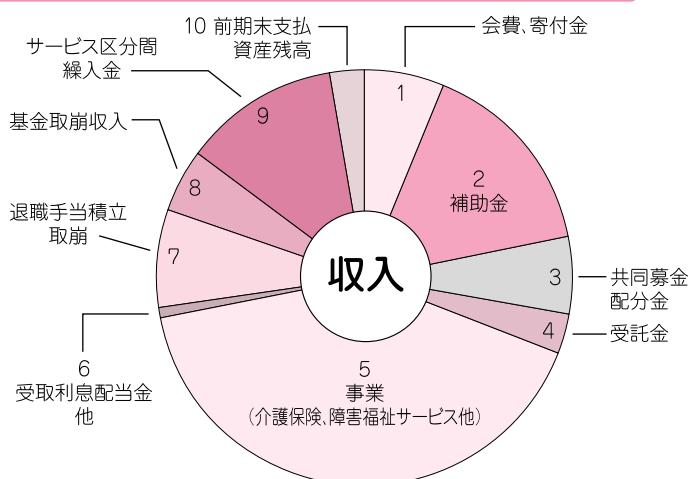
地域住民が自主的におこなう高齢者等のつどいの場作り、「ふれあいサロン（地域サロン）」の開催について、各地区的地域包括支援センターとも連携して、新規開設にあたり相談支援、ボランティアの派遣や開催助成をおこなった結果、婦人会など新たな担い手も現れ、各地区でサロン活動の増加につなげることができました。

また、要支援相当の高齢者に基準緩和のデイサービスとして、「いきがいサロン事業」の運営を新たに市内5施設でおこない、同じくホームヘルパーの派遣についても介護予防や自立支援のための訪問介護サービスを提供しました。

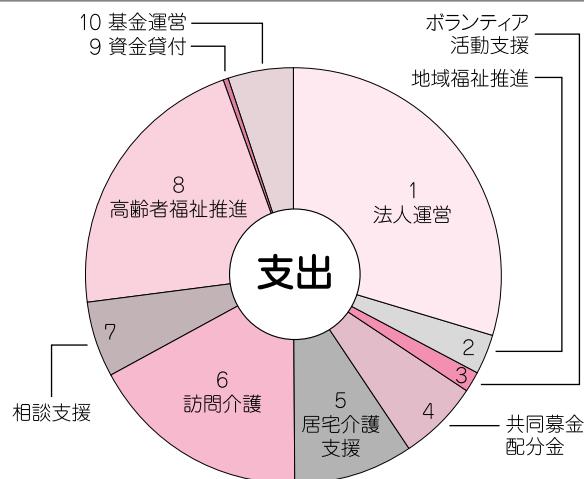
3. 財政基盤の安定化への取り組み

効率的な事業運営と財政基盤の安定化を目指すために、経営会議を開催し職員のコスト意識向上に努めました。収支予測を元に課題の洗い出しと各事業部門への適正な人員配置をおこない、収入増、支出削減に努め、事業赤字を縮減しました。

収入決算額 203,897,561円



支出決算額 195,517,917円



	収入	金額(円)	割合(%)
1	会費、寄付金	12,565,140	6.2
2	補助金	31,667,873	15.5
3	共同募金配分金	12,295,159	6.0
4	受託金	6,467,426	3.2
5	事業(介護保険、障害福祉サービス他)	83,701,685	41.0
6	受取利息配当金 他	1,605,517	0.8
7	退職手当積立取崩	15,457,190	7.6
8	基金取崩収入	10,000,000	4.9
9	サービス区分間繰入金	24,707,553	12.1
10	前期末支払資産残高	5,430,018	2.7

	支出	金額(円)	割合(%)
1	法人運営	57,985,524	29.7
2	地域福祉推進	5,968,091	3.1
3	ボランティア活動支援	3,069,444	1.6
4	共同募金配分金	12,215,443	6.3
5	居宅介護支援	18,166,019	9.3
6	訪問介護	33,665,575	17.2
7	相談支援	11,502,408	5.9
8	高齢者福祉推進	42,150,844	21.6
9	資金貸付	748,390	0.4
10	基金運営	10,046,179	5.1

差引き 8,379,644円 平成30年度へ繰越

平成29年度 主な事業内訳

1 法人運営事業

- 理事会 〈3回開催〉、評議員会 〈2回開催〉
- 会員募集 〈17,529件〉
- 寄附の状況 〈10件〉

2 地域福祉推進事業

- 地域のふれあいサロン活動を支援 〈24団体〉
- 社会福祉協議会支部活動の助成 〈6地区〉
- 車いすの貸出 〈196件〉
- 福祉車輛の貸出 〈108件〉
- 綿菓子機、ポップコーンメーカーの貸出 〈52件〉
- プロジェクター、スクリーンの貸出 〈34件、23件〉
- 高速印刷機の利用提供 〈2,272団体〉
- 社協だより 〈年3回発行〉
- 秋桜健康福祉まつりの開催 〈11/5開催〉
- 産業振興祭への参加 〈10/14・15開催〉
- 結婚相談所の開設 〈63回、お見合い49件〉
- 心配ごと相談 〈24回、相談19件〉

3 ボランティア活動支援事業

- ボランティアセンター 〈相談242件、登録154グループ5,024人、個人26人〉
- ボランティア団体活動助成 〈54グループ〉
- ボランティア連絡協議会活動助成
- ボランティア養成講座の開催
 - 手話講座
 - 要約筆記者養成講座
 - 視覚障がい者支援ボランティア養成講座
 - 災害ボランティアコーディネーター養成講座
- 夏休み福祉体験学習 〈49施設、参加者14校398人〉

4 共同募金配分金事業

- 95歳敬老記念品贈呈 〈52人〉
- 初めて出会う絵本プレゼント事業 〈291人〉
- 車いす購入費助成 〈9件〉
- シルバーカー購入費助成 〈73件〉
- 修学旅行参加支度金助成 〈140人〉
- 弁護士による無料法律相談 〈12回、96件〉
- 福祉実践教室 〈11校、参加児童・生徒2,366人〉
- 雇用準備資金貸付 〈6件〉
- 生活困窮者支援資金貸付 〈16件〉
- 災害見舞金支給 〈2件〉

○法外援護、食料支援 〈41件〉

- 福祉団体活動支援 〈7団体及び単位子ども会〉
- 低所得世帯等への歳末慰問金品贈呈 〈467世帯、482人〉
- 子ども会交流会助成 〈11件、参加者993人〉
- 視覚障がい者交流会 〈参加者58人〉
- いもほり交流会 〈11/2開催、参加者228人〉
- 福祉団体実施事業支援 〈6事業〉
- 声の広報 〈利用者17人〉
- おもちゃ図書館・病院 〈68日796人、修理数346点〉
- こころの居場所「はなみずき」開設 〈23日、参加者454人〉

5 居宅介護支援事業

- 介護予防サービス計画作成 〈316件〉
- 居宅介護サービス計画作成 〈1,061件〉

6 訪問介護事業

- 訪問介護 〈7,020回、5,717時間〉
- 障がい者居宅介護等 〈2,861回、2,714時間〉
- 障がい者地域生活支援 〈199回、127時間〉

7 相談支援事業

- 障がい者計画相談支援 〈313件〉
- 障がい児計画相談支援 〈66件〉
- 日常生活自立支援事業 〈利用者17人〉

8 高齢福祉推進事業

- 老人クラブ指導員の配置
- 敬老事業「75歳のつどい」開催 〈参加者567人〉
- いきがいサロンの運営 〈5サロン、利用者延べ9,193人〉

9 資金貸付事業

- 生活福祉資金 〈3件〉
- くらし資金 〈3件〉

10 基金運営事業

- 市民福祉基金
〈H30.3.31現在 積立額116,426,556円〉
- 運営基金
〈H30.3.31現在 積立額12,819,000円〉

平成30年度 社会福祉協議会助成事業のご案内

—市民の皆さんからお寄せいただく“会費”や“共同募金”を活用して実施しています—

(それぞれの申請は、社会福祉協議会窓口までお越しください。
※申請書類様式は、ホームページからダウンロードできます。)

ふれあいサロン運営の助成

地域でのつながりづくりのため、地域住民により自発的に催されるサロンの運営費用を助成します。また、新規にサロンを立ち上げる場合は、準備金も助成します。

▼対象：地域住民に広く周知、参加を募り、かつ自主的、継続的な活動計画によりおこなわれるサロン活動をおこなう住民団体

▼助成額：○活動助成／一回 1,000円 年度内上限48,000円

※年間6か月、6回以上開催が必要です。

○準備金／15,000円

※立ち上げ時に限る。

▼申請方法：詳しくは社協にお問い合わせください。

初めて出会う絵本プレゼント

お子さんの健やかな成長を願って、絵本を2冊プレゼントします。

▼対象者：5ヶ月児

▼実施日：毎月第3水曜日（※祝日と重なる場合は翌週）

▼実施時間：午前10：30～11：30

▼場所：犬山市保健センター2階 すこやか広場

▼持ち物：母子健康手帳

※申請は必要ありません。また、実施日に来られないと場合は、1歳未満であれば社協でお渡しします。

修学旅行参加支度金助成

要・準保護家庭等の児童、生徒を対象に修学旅行の参加支度金を助成します。

要・準保護家庭の方につきましては、小・中学校を通じ支給しますので、個別の申請は不要です。

なお、上記以外の方で次に該当する方は社協へ直接申し込みをしてください。

▼対象：市内在住の母子父子家庭医療受給中の方で、今年度小・中学校、高等学校の修学旅行に参加される児童生徒

▼助成額：小学生 10,000円

中学生 15,000円

高校生 20,000円

▼申請方法：印鑑、母子父子家庭医療受給者証、修学旅行の日程等が分かるもの、高校生は学生手帳（写し可）を持参の上、申請してください。

▼注意事項：旅行後でも年度内であれば助成します。

子ども会活動助成

地域で活躍する子ども会の活動費用を助成します。

▼対象：犬山市子ども会育成連絡協議会に登録していない単位子ども会

▼助成額：5,000円

▼申請方法：印鑑、子ども会員名簿、行事計画書等内容がわかるものを持参の上、申請してください。

子ども会交流事業開催助成

地域の子ども会の行事等に高齢者を招待して交流会をしませんか？

世代間交流を目的とする行事開催費用を助成します。

▼助成額：参加者1人につき500円（食事を伴わない場合300円）※上限50,000円

▼申請方法：印鑑、行事計画書等内容がわかるものを持参の上、開催の1ヶ月前までに申請してください。

シルバーカー購入費助成

高齢者の外出支援のために、シルバーカー購入費用を助成します。

▼対象：市内在住の65歳以上の方

※再申請は前申請から3年間の経過を要す。

※シルバーカーは中古品不可。

▼助成額：定額5,000円

▼申請方法：シルバーカー購入後に健康保険証等の写し、領収書の写し、印鑑及び振込先預金口座通帳の写しを持参の上、申請してください。

車いす購入費助成

歩行が困難な方の外出支援のために車いすの購入費用を助成します。

▼対象：市内在住の歩行が困難な方

※障害者補装具費支給や介護保険制度福祉用具レンタルを受けられる方を除く。

※車いすは中古品不可。

▼助成額：定額8,000円

▼申請方法：車いす購入後に健康保険証等の写し、領収書の写し、印鑑を持参の上、申請してください。



共育(共に生きる心を育む)の福祉教育がいよいよ始まります!!

犬山市社会福祉協議会では、毎年、市内の小中学校で福祉教育の一環として、障がい当事者、ボランティア、各学校の協力のもと「福祉実践教室」を主催しています。

《教室の項目例》

- 車いす体験 ○手話体験 ○要約筆記体験
- 点字体験 ○盲導犬体験
- 視覚障がいガイド体験
- 高齢者疑似体験



昨年も市内の小中学校11校、参加者延べ2,366人、協力者285人で取り組みました。

「福祉実践教室」そのものが初めての小学生から、「小学校のときやったけど、車イスははじめてだった。」という中学生まで、さまざまな学年の生徒さんが実際に福祉体験しました。

このような学習の機会を小中学生の皆さんに提供し、障がいや老いることに対する正しい理解を持ち、社会福祉への関心を高めることを目的としています。障がいをもつ人も、そうでない人も共生していく世の中の第一歩です。

知ることで生まれるやさしさ体験

夏休み福祉体験学習 開催のお知らせ

社協では、市内の小中学校に通う児童・生徒を対象に、市内の福祉施設（子ども未来園や高齢者施設など）への訪問や、障がい者を支援するボランティアグループや身近な場所で開催するふれあいサロンの活動体験を行う「夏休み福祉体験」を実施しています。体験を通じて「人とのふれあいや人に対する思いやりを持ってもらえた」と毎年実施しているものです。

昨年は、延398人の児童・生徒の皆さんに参加していただきました。交流だけでなく、新しい発見もたくさん。知らなかった自分にも出会える体験です。

1日だけでなく、2、3日参加される方も見えます。ぜひ、参加をお待ちしています。

▼申込先：小・中学校で募集しています

▼費用：100円（ボランティア活動保険代の負担分）※1日でも複数日の体験予定の方も同一料金です。



ボランティア相談室について

日常生活のひとつに「ボランティア活動」を追加してみませんか？

ボランティア相談室では、ボランティアを希望する人、依頼したい人などに、一人ひとりにあった活動、依頼する場や機会を紹介、情報提供を行っています。

相談室では、次のような相談が受けられます。

何か参加できるボランティア活動を探したい。

ボランティア活動は、参加する人の自主性・積極性が何よりも大切です。自分の特技を教えてください。

子供会のお楽しみ会のアトラクションをボランティアさんにお願いしたい。

日程・場所、特に配慮の必要なこと、条件などのお話を詳しく教えてください。
ボランティアセンター登録のグループをご紹介します。

ボランティアグループに参加して、活動していますが悩んでいます。

グループに加入後は、予想していなかった場面に遭遇し、迷うこともあります。
自分の努力だけで解決できない問題にぶつかった時には、ひとりで悩まず気軽に相談に来てください。

ボランティア相談

▼とき：毎週月曜日 午前10時～午後3時

※祝日は休み

▼ところ：福祉会館3階 TEL (62) 6299

大切なお知らせ

いつもの活動に、これから始める活動に安心を! ボランティア保険に加入しましょう!

ボランティア活動保険は、ボランティア・NPO活動中にボランティア自身がケガをした（傷害事故）、他人にケガをさせてしまった、他の人の物をこわしてしまった（賠償事故）などを幅広く補償します。

ボランティア活動保険

▼対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」（実費弁済程度のものは無償とみなします）。
※町内活動やPTA活動等は対象外になります。

▼補償の対象

- 傷害保険 ボランティア自身のケガ
- 賠償責任保険 他人をケガさせてしまった。
他の人のものを壊してしまった。

▼掛金

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本プラン	250円	300円	350円
天災プラン	400円	500円	590円

▼対象 個人・ボランティア団体

▼補償期間 加入手続きの翌日から平成31年3月
31日まで

ボランティア行事用保険

▼保険の加入対象者

ボランティア団体、NPO法人等の常にボランティア活動を推進している民間団体

▼補償の対象

- 傷害保険 ボランティア自身のケガ
- 賠償責任保険 他人をケガさせてしまった
他の人のものを壊してしまった

▼補償の対象となる活動

加入対象者となる団体が主催者となって行うボランティア活動に関わる行事を補償します。

▼掛金

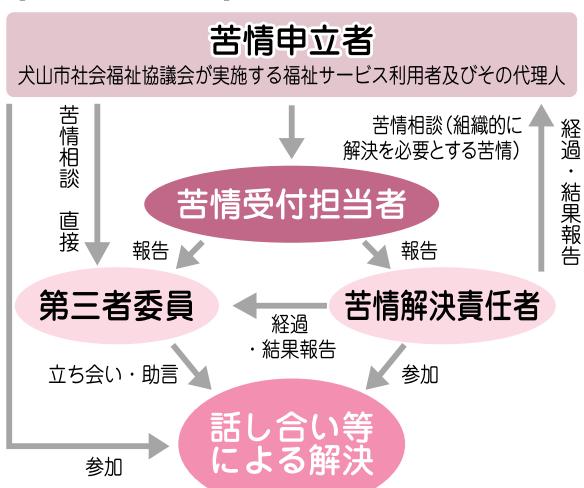
日帰り	30円～265円／人
宿泊行事	251円～385円／人

※内容により異なります。お問い合わせください。

社会福祉法人犬山市社会福祉協議会 苦情処理、解決についてのお知らせ

犬山市社会福祉協議会が行っている高齢者や障がい者（児）等を対象とした事業について、利用者のみなさまにご満足していただけるように、苦情解決体制を整備しています。

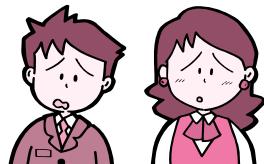
【苦情解決の仕組み図】



○第三者委員

氏名	選任区分	連絡先
鈴木 英明	学識経験者	0568-67-2801
伊藤 吉真	ひかり学園副園長	052-912-9627

事業所のサービス等について不満や不明な点は、以下の体制で相談を受付け、解決に向けて誠意をもって取り組みます。



○苦情相談窓口

事業所名	苦情解決責任者	苦情受付担当者	電話番号
犬山市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	事務局長 松山 勝美	管理者 玉置 千鶴	0568 63-0506
犬山市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	〃	管理者 伊藤久美子	0568 62-2050
犬山市障害者基幹相談支援センター	〃	センター長 中島 佳代	0568 44-0321
犬山市社会福祉協議会 障がい者地域相談支援センター	〃	管理者 中島 佳代	0568 63-2918
犬山市社会福祉協議会 各いきがいサロン	〃	主任 満園まゆみ	0568 62-2508

～ご活用ください～

平成30年度 社会福祉協議会各種用具、機材の貸出しのご案内

—市民の皆さんからお寄せいただく“会費”や“共同募金”を活用して実施しています—

(それぞれの申請は、社会福祉協議会窓口までお越しください。
※申請書類様式は、ホームページからダウンロードできます。)

車いすの貸出し

高齢者等の外出支援のために車いすを貸し出しています。

- 対象：ケガや病気により歩行が困難で一時的に車いすが必要な方
- 貸出期間：上限3か月以内
- 料金：無料



ポップコーンメーカー、綿菓子機、プロジェクターの貸出し

地域で活動する団体等が開催する非営利のイベントや学習会に活用できる機材を貸し出しています。

- 対象：町内会、ボランティア団体、市民活動団体、及び地域福祉活動団体
- 貸出期間：1週間以内
- 料金：無料



ご寄附ありがとうございます

○一般寄附 (H30.1.1～H30.5.31)

藤垣千代子 様	1,000,000円
犬山商工会議所 親睦ゴルフ大会 様	74,000円
オルセー動物クリニック 池田達雄 様	36,500円
岐阜信用金庫 様	20,000円
カトリック 小牧教会 様	3,000円

発行者 社会福祉法人大山市社会福祉協議会
住所 大山市大字大山字北古券2 福祉会館2階
電話 (62)2508 FAX(62)9923
E-mail iihukusi@gld.mmr.or.jp
URL http://inuyama-welfare.net/

福祉車両の貸出し

歩行が困難であったり、車いすを利用されている方の外出支援、社会参加のために福祉車両を貸し出しています。

車いすスロープ車と後席リフトアップ車を用意しています。

- 対象：市内在住の歩行困難な高齢者、身体障がい者及び疾病、傷病等により歩行困難な方
- 貸出期間：月1回、4日以内
- 料金：無料（燃料代として10kmまで100円、10kmを超えるごとに追加100円）

※普通免許取得後1年以上を経過した運転者が必要となります。

広告掲載を募集します

犬山市社会福祉協議会広報紙「社協だより」の裏表紙（このページ）への広告掲載を募集します。

- 発行月：年3回（7月、10月、2月）
- 発行部数：26,800部（月により多少変動します）

町内会加入世帯全戸配付

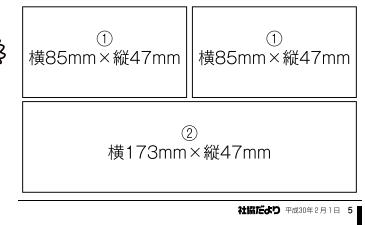
- 掲載サイズ：①横85mm×縦47mm、
②横173mm×縦47mm

- 掲載料：一号につき
①10,000円、②20,000円

※ただし、社協法人会員は2,000円を割り引きします。

（1枚・2枚の記載例）

詳しくは
社協まで
お尋ね
ください。



この広報誌は、会費により再生紙を使って発行しております。